

八王子市特別職報酬等審議会

平成 28 年 11 月 24 日（木）午後 7 時

701 会議室

出席者 委員 7 名（欠席者 3 名）
総務部長、職員課長、職員課主査、職員課主事（計 4 名）

会議内容

1 会長挨拶

2 諮 問

諮問書及び以下の資料を配付

- (1)平成 28 年東京都人事委員会勧告等の概要
- (2)中核市及び類似団体の特別職報酬等一覧
- (3)東京都 26 市の議会の議員及び市長等特別職の期末手当の支給率推移一覧

3 審 議

【会長】議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について市長から諮問がありました。資料について事務局から説明願います。

【事務局】資料(1)及び(2)について説明

【会長】東京都人事委員会勧告は一般職の給与改定の基準としてだけでなく、景気動向を示す資料となります。そして、中核市及び類似団体との特別職報酬等の比較において、平成 27 年 12 月の答申に基づき改定したときから報酬等の額に変更があった区市はあったものの、八王子市の順位に変化はないという説明がありました。これらの説明について御意見、御質問はありますか。

【委員】毎年特別職の報酬を見直す必要はなく、社会情勢が大きく変化したときだけでよいのではないかと。前回の答申では、附帯意見として審議会の定期的な開催を求めたところではありますが、最後に開催した審議会から 1 年経ただけでは、報酬を決めることは難しいと感じています。

【事務局】前回の答申の附帯意見にありました定期的な開催についてですが、具体的には 2 年の任期中で 2 回ほど審議会場で議論していただくことをお願いしたいと思っています。

【委員】資料から判断すると、前回答申時から景気動向や他市の特別職報酬と比較の結果、状況に大きな変化がないので、改定の必要はないのではないかと。

【委員】私も、報酬見直しは、前回の審議会のときに議論を重ねた上で決定しているので、何年かは見直しの必要はないと思います。しかし、前答申の附帯意見で定期的とあったの

は、経済状況に変動が無い場合、事務局側が審議会の開催を行わない判断をすることで、審議のない期間が長くなってしまふことを考慮したのかなど。ゆえに、何年かの期間をもつて、委員を任命し、開催することで、長期間審議会を開催しない状況にはならないのでしょうか。

【会長】市民感覚からすると、今回公民較差が 0.02%でありましたから、改定の必要なしとなりますけれども、もし3%であった場合、どのような意見が出るかですね。

【委員】御意見のあった定期的な開催については、前回審議会が、前々回の審議から約7年経っていたことに加え、中核市移行もあったことから、開催されたと思います。今度どのようなタイミングで開催していくのか、例えば3年といった定期的な形で審議会を開催するのかについては、前回審議していないと思います。それは、審議会でなく事務局で検討していただくことかと思います。諮問については、改定の必要はなしでよろしいのではないのでしょうか。

【会長】では、皆様の御意見があったとおりでございますが、社会情勢等に大きな変化は生じておりませんので、議員報酬及び市長等の給与について改定は必要ないと答申してよろしいでしょうか。

【委員】異議なし。

【会長】では、今回の答申書について確認したいと思います。

【事務局】答申書読み上げ

【会長】異議のある方はいらっしゃいますか。

【委員】異議なし。

4 報 告

【会長】次は審議会の審議事項ではございませんが、報告事項である特別職の期末手当について事務局から説明願います。

【事務局】資料(1)及び(3)について説明

【会長】特別職の期末手当について審議会の意見を伺いたいとのことですが、ありますか。基本的に特別職の期末手当について、八王子市はこれまで東京都人事委員会勧告を反映しており、他の市においても多くの市が勧告を反映しているという説明でした。

【委員】今年度の勧告で支給率は増加しているが、下がった場合も連動するか。

【事務局】かつて勧告で支給率が下がった場合にも、連動させました。

【会長】私としては、人事委員会勧告に従って改定を重ねるというのは、ひとつ理にかなったやり方であるかと思えます。これは私の意見ですが、他の委員の御意見はいかがでしょうか。

【委員】これは審議事項ではないので、現在、期末手当の支給月数が上がっているということだけ理解すればいいのかな。

【会長】特別職の期末手当については、市長と議会で決めることですが、特別職の期末手当の支給月数を一般職と連動させることについて意見はありますか。期末手当について、

審議会の審議事項ではありませんが、何か御意見はありますか。

【委員】職務の重さによって期末手当の額を決めるのは当然であると思うので、一般職と特別職は差異があってよいと感じますが、あえて一般職と合わせて改定していくということですかね。

【会長】一般職員の支給月数と連動させることで、較差が生じないということですね。

【委員】私はそれでよろしいです。

【委員】私は以前、特別職には期末手当が支給されないと認識していました。民間企業では年間報酬という形で年間の支給額が決まっておりますので、このような特別職の支給率改定でよろしいと思います。

【会長】東京都26市給与は、概ね、東京都の人事委員会勧告に基づき決定しているはずですが、特別職の期末手当の支給月数について、各市によって差が生じているのは、市長や議会の考え方、財政状況、その他個別の問題等によって、生じていることと思いますが、御意見ございますか。

【委員】特別職が期末手当を上げるべきでないような責任が生じる事態があれば、検討は必要だと思います。しかし、現状問題がないのであれば、人事委員会勧告に沿って改定するのは分かりやすいと思います。

【会長】まとめになりますが、特別職の期末手当につきましては、東京都人事委員会勧告に基づいた、職員の期末・勤勉手当と同様に改定することは、職員や民間との均衡の観点から妥当であるということ、審議会の意見としてよろしいでしょうか。

【委員】異議なし。

【会長】では、本日の審議会については以上で終了となります。皆様からの意見は、議事録に記載するよう、事務局をお願いします。皆様ありがとうございました。